

## 貸切運賃料金

## Ⅰ. 距離制運賃率

(単位:円)

キロ程	車種別	1t車まで	2t車まで	3t車まで	4t車まで	5t車まで	6t車まで	8t車まで	10t車まで	12t車まで	14t車まで	14t車を超え2tを増す車種までごと
10km まで		5,700	8,100	9,650	10,990	12,400	13,750	20,280	22,250	23,280	25,870	2,590
20km まで		9,380	12,960	13,870	14,810	16,370	17,980	20,280	22,250	23,280	25,870	2,590
30km まで		12,830	15,080	16,120	17,220	19,060	20,920	23,630	25,820	27,110	30,080	2,980
40km まで		15,230	17,220	18,400	19,620	21,740	23,870	26,940	29,420	30,900	34,260	3,360
50km まで		17,480	19,360	20,650	22,040	24,430	26,800	30,240	33,010	34,690	38,400	3,710
60km まで		19,370	21,470	22,930	24,470	27,110	29,750	33,560	36,640	38,500	42,490	4,000
70km まで		21,300	23,620	25,190	26,890	29,760	32,680	36,890	40,220	42,300	46,480	4,180
80km まで		23,180	25,730	27,440	29,290	32,450	35,600	40,210	43,810	46,100	50,460	4,360
90km まで		25,080	27,840	29,740	31,720	35,110	38,590	43,510	47,400	49,900	54,430	4,540
100km まで		27,100	29,980	32,000	34,130	37,800	41,500	46,850	51,000	53,700	58,430	4,730
110km まで		28,250	31,300	33,400	35,620	39,460	43,310	48,880	53,210	56,050	60,910	4,860
120km まで		29,420	32,600	34,780	37,140	41,100	45,120	50,930	55,400	58,400	63,440	5,040
130km まで		30,600	33,910	36,180	38,620	42,770	46,940	52,980	57,610	60,790	65,960	5,170
140km まで		31,750	35,230	37,570	40,120	44,420	48,780	55,020	59,810	63,110	68,460	5,350
150km まで		32,940	36,540	38,980	41,620	46,060	50,600	57,080	62,040	65,500	71,000	5,510
160km まで		34,100	37,840	40,370	43,130	47,720	52,390	59,160	64,210	67,840	73,510	5,680
170km まで		35,280	39,170	41,750	44,600	49,400	54,200	61,180	66,430	70,190	76,030	5,840
180km まで		36,420	40,460	43,150	46,100	51,050	56,040	63,260	68,620	72,550	78,530	5,980
190km まで		37,610	41,770	44,530	47,590	52,700	57,860	65,300	70,850	74,900	81,050	6,140
200km まで		38,770	43,100	45,940	49,090	54,350	59,680	67,370	73,030	77,270	83,590	6,320
200kmを超え500kmまでを20kmまでを増すごとに		2,080	2,300	2,470	2,630	2,930	3,220	3,620	3,920	4,150	4,700	550
500kmを超え50kmまでを増すごとに		5,220	5,780	6,170	6,560	7,300	8,030	9,020	9,790	10,370	11,770	1,400

## Ⅱ. 時間制運賃率表

種別	車種別	1t車まで	2t車まで	3t車まで	4t車まで	5t車まで	6t車まで	8t車まで	10t車まで	12t車まで	14t車まで	14t車を超え2tを増す車種までごと
基礎額	8時間制 基礎走行キロ3t車まで80km 3t車を超えるもの100km	25,500	28,310	30,190	33,340	36,910	39,240	43,260	47,260	51,730	56,090	4,360
	4時間制 基礎走行キロ3t車まで40km 3t車を超えるもの50km	15,300	16,970	18,070	20,000	21,190	22,420	25,210	27,650	30,120	32,450	2,330
加算額	基礎走行キロを超える場合は、 10kmまでを増すごとに	480	550	590	610	620	640	700	770	780	820	40
	基礎作業時間を超える場合は、1時間までを増すごとに (4時間制の場合であって、午前から午後にわたる場合は、 正午から起算した時間により加算額を計算します。)	2,580	2,840	3,040	3,240	3,590	3,890	4,340	4,820	5,090	5,540	460

### Ⅲ. 諸料金

#### 1. 積込料及び取卸料

(単位:円)

	上限	下限
1時間ごとに	1,600	1,440

※その他荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受

※作業員1人あたりの料金

#### 2. 待機時間料

(単位:円)

	上限	下限
30分を超える場合において 分までごとに	800	720

#### 3. 地区割増料

(単位:円)

地 域	車 種 別	1t車まで	2t車まで	3t車まで	4t車まで	5t車まで	6t車まで	8t車まで	10t車まで	12t車まで	14t車まで	14t車を超え2tを 増す車種までごと に
東京都特別区 大 阪 市		870	980	980	1,040	1,140	1,240	1,330	1,450	1,530	1,680	150
札幌市・仙台市・千葉市・船橋市・川崎市・横浜 市・相模原市・浜松市・名古屋市・京都市・東大 阪市・堺市・尼崎市・神戸市・岡山市・広島 市・北九州市・福岡市・熊本市・鹿児島市		570	570	570	680	680	780	870	870	980	1,090	110

#### IV. 運賃割増率

##### 1. 品目割増

項 目	内 訳	割 増 率
易 損 品	1. レントゲン機械、電子計算機等精密機器及びその部品 2. 宮、みこし、仏壇、神仏像 3. ピアノ、その他楽器類及びその部品又は付属品 4. 度量衡器及びその部品	3 割以上の臨時の約束による。
危 険 品	1. 高压ガス取締法に定める品目 2. 消防法に定まる品目 3. 毒物及び劇物取締法に定める品目	2 割以上の臨時の約束による。ただし特定毒物については、5 割以上の臨時の約束による。
	4. 火薬類取締法に定める品目 5. 放射性物質及びこれに類するもの	10 割以上の臨時の約束による。
特 殊 物 件	1. 引越荷物、生きた動物、鮮魚介類	2 割
	2. 屍体	5 割
汚 わ い 品	生うなぎ、骨の類、ぼうこう、あま皮、うろこ、内臓、塵芥等の廃棄物、し尿	4 割
貴重品、高価品	紙幣、証券類、貴金属その他高価品で貨物運送約款第9条第1項に掲げる貨物	5 割以上の臨時の約束による。

##### 2. 特大品割増

1 個の長さが荷台の長さとその長さの 1 割を加えたもの、重量 1 t 又は容積 5m <sup>3</sup> 以上のもの及び積載した状態において車両の高さが 3.8m 以上又は長さが 12m 以上となるもの。	3 割以上の臨時の約束による。
------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------

##### 3. 特殊車両割増

冷蔵車、コンクリートミキサー車	2 割
冷 凍 車	3 割

##### 4. 悪路割増

道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに自動車以外の場所に限る。	3 割
-------------------------------------------	-----

##### 5. 冬期割増

地 域	期 間	割 増 率
北 海 道	自 11 月 6 日 至 4 月 15 日	2 割
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県 岩手県のうち、北上市・久慈市・遠野市・二戸市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡 福島県のうち、会津若松市・喜多方市・南会津郡・北会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡 岐阜県のうち、高山市・大野郡・吉城郡・益田郡・郡上郡	自 12 月 1 日 至 3 月 31 日	2 割

##### 6. 休日割増

日曜祝祭日に運送した距離に限る。	2 割
------------------	-----

##### 7. 深夜・早朝割増

午後 10 時から午前 5 時までに運送した距離	3 割
--------------------------	-----

#### V. 消費税導入に伴う運賃料金の加算（免税対象となる取引は除く）

運賃料金総額×消費税法に基づく税率

## VI. 貸切運賃料金適用方

### (1) 距離制運賃料金適用方

#### (適用貨物)

1. この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業者が車両を貸切って貨物を運送する場合に適用します。

#### (特殊運賃との関係)

2. この運賃及び料金は、特殊な貨物の運送、特殊車両を使用する運送等であって、別途これらに関する運賃及び料金を届出した場合には適用しません。

#### (運賃料金計算の基本)

3. (1) 運賃及び料金は使用車両1車1回の運送ごとに計算します。  
(2) 車両が2両以上連結して運送される場合であって、荷主が同一であり、かつ、発地及び着地が同一のときは2両以上の車両を1両として計算します。ただし、荷主が異なるとき又は、発地若しくは着地が異なるときは、それぞれの車両を1車として計算します。

#### (運賃計算の方法)

4. (1) 運賃は使用車両の最大積載量（標記トン数といいます。以下同じ）及び運送距離によって、運賃率表に掲げてある金額（基準運賃といいます。以下同じ）の上下それぞれ10%の範囲内で計算します。  
(2) 割増率又は割引率が適用される貨物は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加減した上で、上下それぞれ10%の範囲内で計算します。

#### (端数の処理)

5. 運賃又は料金を計算する場合において生じた端数は、次により処理します。  
(1) 計算した金額が10,000円未満のときは、100円未満の端数は100円に切り上げます。  
(2) 計算した金額が10,000円を超えるときは、500円未満の端数は500円に、500円を超え1,000円未満の端数は1,000円に切り上げます。

#### (キロ程の計算)

6. 運送距離は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。  
ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

#### (割増率及び割引率の重複する場合の計算)

7. 2種以上の割増率又は割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減した上で計算します。

#### (運賃計算の特例)

8. (1) 積載貨物（貨物の性質上、積み重ねて積載することのできない貨物を除きます。）が標記トン数の50%以下のときは、直近下位のトン数の車両の運賃を適用します。  
この場合、容積貨物にあっては、1m<sup>3</sup>を280kgに換算します。  
(2) 継続かつ反復して行う貨物の運送の契約において、あらかじめ特定の車両トン数を基準として運賃を算出した場合には、実際の使用車両のトン数にかかわらず、当該基準車両のトン数による運賃を適用することができます。

#### (個建契約運賃)

9. 長期にわたって計画的かつ大量に出荷される(1)の各号に該当する貨物の運送契約（文書をもって運送契約を締結したものに限り。）をする場合には、運送区間ごとに(2)の式により算出した1個当りの運賃を適用することができます。ただし、1回の出荷量が基準車両の積載可能個数の60%以上ある場合に限り。なお、長期契約割引が適用される場合は適用しません。

- (1) ① 単一品目であること  
② 荷姿が一定していること  
③ 1個の重量又は容積が一定していること  
(2) 
$$\frac{\text{基準車両（運賃計算の対象となる車両）のトン数による基準運賃}}{\text{当該貨物の基準車両積載可能個数} \times 0.7}$$

#### (品目別割増)

10. 貨物が割増品目に該当する場合には、所定の割増率を適用します。1車の貨物に割増率を適用する貨物と適用しない貨物、又は異なった割増率を適用する貨物が含まれている場合には、そのうちの最高の割増率を使用します。

#### (特大品割増)

11. 貨物の長さ（高さを含みます。）、重量又は容積が特に大きなときは、所定の割増率を適用します。

#### (特殊車両割増)

12. 特殊車両を使用した場合は、所定の割増率を適用します。ただし、積載した貨物に品目別割増を適用した場合には適用しません。

#### (悪路割増)

13. 運送区間中に、悪路割増適用区間に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。  
悪路割増区間の運送距離に対応する基準運賃×0.3

#### (冬期割増)

14. 運送区間中に、冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。  
冬期割増区間の運送距離に対応する基準運賃×0.2

#### (休日割増)

15. 日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。  
日曜祝祭日に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.2

#### (深夜・早朝割増)

16. 深夜・早朝割増の適用時間（午後10時から午前5時まで）に行われる運送については、次の式により算出した金額を加算します。  
深夜・早朝割増適用時間に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.3

#### (長期契約割引)

17. 3ヵ月以上にわたる契約（文書をもって運送契約を締結したものに限り。）により、継続かつ反復して運送される貨物（1回の運送距離が200kmを超えるものに限

ります。)については、基準運賃に対して15%以内の割引率を適用することができます。

(往復貨物の割引)

18. 1個の契約で、同一の車両により通常の車両回送の範囲内において往復貨物の運送(それぞれ100km以上の運送に限ります。)を行う場合であって、次の(1)又は(2)のときには往路及び復路の基準運賃について、それぞれ20%以内の割引率を適用することができます。

ただし、長期契約割引が適用される場合は適用しません。

- (1) 往路及び復路の貨物が同一荷主のものである場合  
(2) 往路の荷主が復路の貨物をあっせんし、その運賃料金の支払について連帯責任を負う場合

(車両留置料)

19. 削除

(積込料及び取卸料)

- 19-1. 荷送人又は荷受人の依頼により貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には積込料又は取卸料を収受します。

- (1) 車上的における貨物の積み付であって、シート、ロープなど通常備えている積付用品による作業は当店の負担において行います。  
(2) 作業員を複数配置した場合には、人数と作業時間に応じて収受します。  
(3) 積込み又は取卸し作業の際に荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受します。

(待機時間料)

- 19-2. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間(荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は付帯業務を行う場合における待機した時間を含む。)に応じて待機時間料を収受します。ただし、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するものとします。

(地区割増料)

20. 貨物の発地又は着地が、東京都(特別区に限ります。)又は、住民基本台帳に基づく人口が50万人以上の都市の場合には、所定の地区割増料を収受します。  
ただし、貨物の発地及び着地が同一都市内又は隣接都市間の場合は、発地又は着地のいずれか一方についてのみ収受します。

(パレットの使用等)

21. JIS規格のパレット(荷主側の提供したものに限ります。)の使用、荷主側の積卸作業等により積込み又は取卸しの時間が短縮された場合には、短縮された時間について、19-1の積込料又は取卸し料を適用した場合の金額を4及び5により計算した運賃より減じます。

(消費税導入に伴う運賃料金の加算方法)

22. (1) 運賃及び料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。  
(2) 前号により計算した金額に1円未満の端数が生じた場合は、1円単位に四捨五

入します。

(計算の順序)

23. 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。

- ① 使用車両及び運送距離による運賃の計算
- ② 割増率及び割引率の適用の計算
- ③ 上下それぞれ10%幅の適用計算
- ④ 5.による運賃の端数処理
- ⑤ パレット使用等による減算
- ⑥ 諸料金(端数処理を含む)の計算
- ⑦ 22.による加算の計算
- ⑧ 実費の計算

(実費負担)

24. 次項に定める荷役費用及び荷主の要求により要する次に掲げる費用は、実費として収受します。

- (1) 有料道路利用料
- (2) 架装費用
- (3) その他運送に関連して求められるサービスに対する費用

25. 荷主の要求により行う品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の付帯業務に伴う費用は、実費として収受します。

26. フェリーボート利用料(自動車航送船利用料)

運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合には、次の式により算出した金額を収受します。

{使用車両の航送料(助手に係る旅客運賃を含む)+航送期間中の固定費

(1時間当り車両留置料相当額×航送所要時間)}×2

(その他)

27. この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。

(2) 時間制運賃料金適用方

(運賃料金計算の基本)

1. この運賃及び料金は、距離制運賃によることを適切としない運送又は荷主との契約でこれによることとした運送に適用します。
2. この運賃及び料金は、使用車両及び時間制の別(8時間又は4時間制の別)ごとに計算します。

(キロ程及び時間の計算)

3. 走行キロ及び作業時間の計算は、使用車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車庫に到着するまでについて行います。

(従業員)

4. 運送に従事する従業員の数は、1車につき1人とします。

(距離制運賃料金適用方の準用)

5. 距離制運賃料金適用方の1、2、4、5、7、10から16、22から27までは時間制運賃料金を適用する場合に準用します。

## 積合せ運賃料金

## I. 積合せ運賃表

(単位:円)

	50kmまで	100 "	150 "	200 "	250 "	300 "	350 "	400 "	450 "	500 "	550 "	600 "	650 "	700 "	750 "	800 "	850 "	900 "	950 "	1,000 "	1,000kmを超え100km までごとの加算額	
10kgまで	1,030	1,060	1,070	1,070	1,090	1,090	1,100	1,100	1,120	1,120	1,130	1,130	1,140	1,140	1,150	1,150	1,160	1,160	1,160	1,180	13	
20 "	1,140	1,160	1,200	1,240	1,250	1,260	1,280	1,300	1,320	1,340	1,370	1,390	1,400	1,430	1,440	1,480	1,490	1,500	1,540	1,550	41	
30 "	1,250	1,270	1,300	1,340	1,380	1,400	1,420	1,430	1,460	1,460	1,500	1,550	1,570	1,610	1,640	1,670	1,700	1,740	1,760	1,790	55	
40 "	1,370	1,390	1,460	1,520	1,570	1,620	1,660	1,730	1,760	1,790	1,860	1,900	1,940	2,000	2,040	2,080	2,140	2,180	2,230	2,280	96	
60 "	1,460	1,500	1,600	1,670	1,760	1,820	1,900	1,980	2,040	2,080	2,150	2,230	2,280	2,340	2,410	2,460	2,530	2,600	2,660	2,710	126	
80 "	1,670	1,740	1,860	1,980	2,090	2,200	2,290	2,400	2,510	2,600	2,700	2,780	2,890	3,000	3,070	3,180	3,260	3,370	3,460	3,550	190	
100 "	1,900	1,970	2,120	2,280	2,420	2,560	2,690	2,820	2,940	3,060	3,180	3,310	3,420	3,550	3,670	3,800	3,920	4,040	4,160	4,280	244	
120 "	2,100	2,200	2,390	2,570	2,750	2,920	3,040	3,220	3,350	3,470	3,650	3,800	3,950	4,090	4,220	4,380	4,520	4,670	4,810	4,970	293	
140 "	2,330	2,420	2,650	2,880	3,080	3,290	3,460	3,640	3,820	3,980	4,160	4,330	4,510	4,680	4,850	5,050	5,220	5,400	5,570	5,740	353	
160 "	2,530	2,660	2,920	3,180	3,410	3,640	3,830	4,030	4,260	4,440	4,640	4,840	5,050	5,240	5,450	5,660	5,870	6,070	6,260	6,470	406	
180 "	2,740	2,890	3,180	3,480	3,740	3,980	4,200	4,440	4,670	4,910	5,120	5,360	5,590	5,820	6,060	6,260	6,500	6,730	6,970	7,200	461	
200 "	2,840	3,050	3,350	3,620	3,960	4,180	4,360	4,690	4,920	5,100	5,400	5,630	5,870	6,110	6,360	6,600	6,850	7,090	7,340	7,580	490	
250 "	3,300	3,520	3,900	4,300	4,620	4,940	5,240	5,560	5,860	6,170	6,460	6,770	7,080	7,380	7,690	7,990	8,290	8,600	8,900	9,220	610	
300 "	3,820	4,100	4,570	4,990	5,440	5,810	6,190	6,560	6,940	7,310	7,680	8,040	8,420	8,800	9,170	9,540	9,910	10,280	10,660	11,030	744	
350 "	4,300	4,670	5,210	5,660	6,240	6,680	7,070	7,560	7,990	8,380	8,870	9,320	9,760	10,200	10,630	11,060	11,520	11,950	12,380	12,830	880	
400 "	4,820	5,240	5,870	6,490	7,060	7,570	8,060	8,590	9,100	9,600	10,100	10,610	11,140	11,640	12,140	12,650	13,150	13,660	14,170	14,680	1,015	
450 "	5,330	5,820	6,520	7,190	7,860	8,450	9,010	9,590	10,150	10,740	11,320	11,890	12,470	13,060	13,630	14,210	14,770	15,350	15,940	16,500	1,152	
500 "	5,840	6,380	7,150	7,850	8,660	9,300	9,910	10,600	11,240	11,840	12,530	13,160	13,810	14,450	15,100	15,740	16,380	17,030	17,700	18,320	1,285	
550 "	6,360	6,970	7,840	8,650	9,480	10,190	10,900	11,620	12,320	13,030	13,740	14,450	15,170	15,880	16,600	17,290	18,000	18,730	19,430	20,150	1,422	
600 "	6,880	7,550	8,480	9,300	10,280	11,060	11,830	12,620	13,400	14,180	14,950	15,730	16,510	17,290	18,080	18,850	19,630	20,400	21,180	21,960	1,558	
650 "	7,380	8,110	9,070	10,100	11,100	11,940	12,780	13,630	14,470	15,320	16,180	17,000	17,870	18,720	19,550	20,400	21,250	22,090	22,940	23,800	1,694	
700 "	7,900	8,660	9,770	10,820	11,890	12,800	13,720	14,630	15,550	16,460	17,390	18,290	19,210	20,140	21,040	21,950	22,870	23,800	24,700	25,610	1,829	
750 "	8,410	9,240	10,430	11,540	12,700	13,690	14,680	15,650	16,630	17,620	18,600	19,570	20,560	21,550	22,540	23,510	24,490	25,480	26,460	27,430	1,964	
800 "	8,920	9,790	11,060	12,280	13,510	14,570	15,600	16,660	17,720	18,760	19,810	20,860	21,910	22,960	24,000	25,070	26,110	27,160	28,210	29,270	2,100	
850 "	9,420	10,380	11,710	13,010	14,320	15,430	16,550	17,660	18,780	19,900	21,020	22,140	23,240	24,370	25,490	26,620	27,730	28,850	29,960	31,080	2,236	
900 "	9,940	10,930	12,380	13,730	15,110	16,320	17,500	18,670	19,870	21,060	22,240	23,420	24,610	25,790	26,990	28,160	29,350	30,540	31,720	32,900	2,371	
950 "	10,440	11,520	13,030	14,450	15,940	17,180	18,430	19,680	20,940	22,200	23,450	24,700	25,960	27,220	28,480	29,710	30,960	32,220	33,470	34,730	2,506	
1,000 "	10,940	12,070	13,670	15,190	16,740	18,070	19,380	20,690	22,030	23,340	24,670	25,980	27,310	28,630	29,940	31,270	32,590	33,920	35,230	36,540	2,641	
1,000kgを 超え 100kgま でごとの 加算額	1tを超え 4tまで	646	814	1,044	1,256	1,472	1,608	1,745	1,879	2,017	2,152	2,290	2,424	2,561	2,696	2,832	2,969	3,106	3,241	3,377	3,514	271
	4tを超え るもの	316	385	491	580	724	835	940	1,092	1,213	1,320	1,459	1,583	1,703	1,826	1,950	2,071	2,194	2,317	2,438	2,562	244

## II. 運賃割増率

### 1. 品目割増

項目	内容	割増率
易 損 品	1. 引越荷物 2. ショーケース 3. 楽器類及びその部品又は附属品、精密機械、度量衡器及びその部品	2割増
貴 重 品 高 価 品	1. 貨幣、証券類、貴金属その他高価品で貨物運送約款第9条第1項に掲げる貨物	10割増
火 薬 類 発 煙 品 濃 酸 類	1. 火薬、爆薬、火工品（雷管、火管、導火線、導爆線、実包、空包煙火、信号えん管、信号火せん発煙剤）、その他これらに類するもの 2. 硝酸、硫酸、塩酸（酸類含有量10分の1以下の希硝酸、希硫酸、希塩酸を除く。）、沸化水素酸、塩化スルホン酸、その他これらに類するもの	10割増

### 2. 特大品割増

項目	割増率
1個の長さ4.5m、重量500kg又は容積2m <sup>3</sup> を超えるもの	2割増

## III. 諸料金

### 1. 集貨料又は配達料

- 集貨又は配達距離が15kmを超え20kmまでの間のものについては、50kgまでを100円とし、50kgまでを増すごとに100円を加算する。
- 集貨又は配達距離が20kmを超えるものについては、上記(1)による額に、5kmまでを増すごとに上記(1)により計算した額を加算する。

### 2. 再配達料

- 再配達距離が15km以内のときは、50kgまで 270円  
以上50kgまでを増すごとに 100円
- 15kmを超える場合は、(1)のほか1.の配達料を加算する。

### 3. 移送料

- 車側から30mを超えるものについて30mまで、50kgまでを増すごとに 70円
- 縦持ちにあつては、50kgまで1階を増すごとに 70円

### 4. 地区割増料

- 東京都特別区、大阪市 100円  
50kgまでごとに
- 札幌市、仙台市、千葉市、船橋市、川崎市、横浜市、相模原市、浜松市、名古屋市、

京都市、東大阪市、堺市、尼崎市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、鹿児島市

50kgまでごとに 70円

### 5. 冬期割増料

- 北海道（11月16日から4月15日まで）

発送・到着ごとに1口50kgまで 230円  
以上50kgまでを増すごとに 100円

- 青森、秋田、山形、新潟、富山、石川、福井の各県（12月1日から3月31日まで）

発送・到着ごとに1口50kgまで 120円  
以上50kgまでを増すごとに 30円

### 6. 連絡運輸中継料

中継一回につき、50kgまで 640円  
以上50kgまでを増すごとに 140円

### 7. 保管料

50kgまで1日までごとに 50円

## IV. 消費税導入に伴う運賃料金の加算

運賃料金総額×消費税法に基づく税率

## V. 運賃料金適用方

(運賃の適用範囲)

- この運賃料金は、一般貨物自動車運送事業者が積合せ運送する貨物に適用します。ただし、宅急便として受託した貨物の運送であつて、別途これに関する運賃を届出した場合には適用しません。

(運賃料金計算の基本)

- 運賃及び料金は、貨物1口ごとに計算します。

(1口の意義)

- 1口とは、荷送人、荷受人、発営業所、着営業所、集貨先、配達先、託送の時及び運賃支払方法が同じものをいいます。（営業所には荷扱所を含みます。以下同じ。）

(運賃計算の方法)

- 運賃は、貨物運送距離及び重量によって基準運賃率表に掲げてある金額（基準運賃といえます。以下同じ。）の上下それぞれ10%の範囲内で計算します。
- 割増率又は割引率が適用される貨物は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加減したうえで上下それぞれ10%の範囲内で計算します。
- 上記により計算された金額に100円未満の端数を生じたときは、100円に切り上げます。

(運賃距離の計算)

- 運送距離（集貨、配達距離を除く。以下同じ。）は、貨物の発地又は着地の最寄りの営業所が存する最小行政区画間のキロ程により計算します。ただし、貨物の発地又は着地のいずれか一方又は両方が東京都特別区又は大阪市である場合には、当該地域内に最寄りの営業所が存するものとみなします。

(2) 最小行政区画間のキロ程は、昭和 47 年 7 月 5 日自貨第 66 号通達別冊「自動車路線営業キロ程表」（昭和 49 年 7 月 12 日自貨第 132 号にて一部改正）に掲げるキロ程によるものとし、キロ程の記載のない路線については、実キロ程によります。

(経路が 2 以上ある場合の運送距離の計算)

6. 貨物の運送の経路が 2 以上ある場合の運送距離計算は最短キロ程の経路によります。ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路によります。

(連絡運輸の場合の運送距離)

7. 一般貨物自動車運送事業者で特別積合せ貨物運送を行う事業者相互間における連絡運輸の場合の運送距離は、連絡運輸当事者の運送距離を通算して計算します。

(重量の計算)

8. 貨物の運賃計算重量は、貨物の実重量又は容積によって換算した重量のいずれか大きい方によります。この場合の容積換算重量は、 $1\text{m}^3$ を 280kg に換算します。

(割増率及び割引率の計算)

9. 2 種以上の割増率又は割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減した上で計算します。

(品目別割増)

10. 貨物が割増品目に該当する場合には、所定の割増率を適用します。1 口の貨物に割増率を適用する貨物と適用しない貨物又は異なった割増率を適用する貨物が含まれている場合には、そのうちの最高の割増率によります。

(特大品割増)

11. 貨物の長さ、重量又は容積が特に大きくなるときは所定の割増率を適用します。

(特約割引)

12. 3 ヶ月以上にわたり常時大量に運送される貨物であって、特約（文書をもって運送契約を締結したものに限り。）したものについては 15%以内の割引率を適用することができます。

(諸料金の計算)

13. 集貨又は配達料、移送料及び再配達料以外の諸料金には割増率は適用しません。  
(2) 割増率により計算された金額に 10 円未満の端数を生じたときは、10 円に切り上げます。

(集貨又は配達料)

14. 貨物の集貨又は配達料は貨物の発地又は着地の最寄りの営業所を起算点とし、15km を超える部分については所定の集配料を収受します。

(再配達料)

15. 荷主側の責により貨物を引渡すことができず持ち戻った場合で荷主から再配達を求められたときは、所定の再配達料を収受します。

(移送料)

16. 貨物の引受け又は引渡しの際に、貨物を車側から 30m 以上横持ちし、又は建造物の上下 2 階目以上に縦持ちしたときは、所定の移送料を収受します。ただし、貨物移送のための特別の設備があり、これを利用した場合はこの限りではありません。

(地区割増料)

17. 貨物の発地又は着地が、東京都（特別区に限ります。）又は住民基本台帳に基づく人口が 50 万人以上の都市の場合には、所定の地区割増料を収受します。

(冬期割増料)

18. 貨物の発地又は着地が、冬期割増地域の場合には、所定の冬期割増料を収受します。

(連絡運輸中継料)

19. 7. の連絡運輸に係る貨物については、所定の連絡運輸中継料を収受します。

(保管料)

20. 荷主の依頼により、又は事業者の責によらない事由により貨物を保管した場合は、所定の保管料を収受します。保管料は、次の日数（暦日）によって計算します。

- (1) 発送の場合は、貨物の保管当日から発送日の前々日までの日数。
- (2) 到着の場合は、荷受人（貨物引換証を発行したときは、証券面の荷受人）に貨物の到着通知を発した日（到着通知不用の特約がある場合は、引渡し準備が終わった日）の翌々日から引渡し当日までの日数。

(貨物の持込み又は引取り)

21. 荷主が貨物を営業所に持込み又はあらかじめ着営業所から引取る旨の契約をした場合には、4. により計算した運賃から次の金額を減じます。

- |                                |       |
|--------------------------------|-------|
| (1) 30kg まで                    | 120 円 |
| (2) 30kg を超え 50kg まで           | 140 円 |
| (3) 50kg を超えるものは 50kg までを増すごとに | 90 円  |

(パレットの使用貨物)

22. 集貨先から配達先まで通し JIS 規格のパレット（荷主側が提供したものに限り。）を使用して運送する貨物については、50kg までごとに 20 円を 4. により計算した運賃から減じます。

(消費税導入に伴う運賃料金の加算方法)

23. 運賃及び料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。  
(2) 前号により計算した金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、1 円単位に四捨五入します。

(計算の順序)

24. 運賃及び料金の計算は、次の順序により計算します。
- ① 距離、重量による運賃の計算
  - ② 割増率、割引率適用の計算
  - ③ 上下 10% 幅の適用計算
  - ④ 4. の (3) による運賃の端数処理
  - ⑤ 持込み、引取り及びパレット使用の減算
  - ⑥ 諸料金（13. の (2) による端数処理を含む。）の計算
  - ⑦ 23. による加算の計算